

答 申

平成20年10月17日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会
会長 寺垣琢生

鳥取県個人情報保護条例第2章第1節の実施機関に係る義務規定の
適用が除外される場合について（答申）

平成20年9月3日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 「特定疾患治療研究事業」において、対象患者の取扱制限情報を収集するときを鳥取県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第3項第3号による個人情報の収集制限の例外事項として適当と認めます。
- 2 児童手当事務において、児童手当の支給を受ける配偶者からの暴力が認められる事例について、県内の市町村及び他の都道府県から当該配偶者、被害者等の個人情報を収集するとき及び教員免許管理事務において、教員免許の更新を行うため、教員免許管理システムから当該教員の個人情報を収集するときは、条例第7条第4項第7号による個人情報の収集制限の例外事項として適当と認めます。
- 3 児童手当事務において、児童虐待又は児童手当の支給を受ける配偶者からの暴力が認められる事例について、当該配偶者、被害者、児童、保護者の個人情報を、関係する市町村、他の地方公共団体又は保護者（公務員の場合）の所属庁に対し提供するとき及び教員免許管理に必要な教員の個人情報を教員免許管理システムに提供する場合は、条例第8条第1項第7号による個人情報の利用及び提供の制限の例外事項として適当と認めます。

項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
<p>(特定疾患治療研究事業) 「特定疾患治療研究事業」において、対象患者の取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾患治療研究事業において、治療研究事業を受けようとする対象患者に特定疾患受給者証の交付の審査や治療費の支給の審査等に当たり、当該患者の「心身に関する情報」を収集する必要がある。

項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
<p>(児童手当関係)</p> <p>児童手当事務において、児童手当の支給を受ける配偶者からの暴力が認められる事例について、県内の市町村及び他の都道府県から当該配偶者、被害者等の個人情報を収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人の同意を得て収集することが困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者からの暴力が認められる事例において、配偶者が児童手当の受給者であり、被害者が避難先で児童の監護を行っている場合、職権により児童手当等の支給事由消滅処理を行い、被害者へ支給を切り替える必要がある。 <p>しかし、児童手当の支給を受ける配偶者と実際に児童を監護する被害者の居住市町村が異なる場合、当該市町村で事実を把握することは容易でなく、職権による支給事由消滅の判断を適切に行うことは困難である。</p> <p>このため、実施機関が被害者が居住する本県内の市町村から情報を収集して居住市町村のある都道府県を通じて配偶者の居住する市町村に情報を提供する、あるいは、逆のルートで情報を収集して本県内の市町村に情報を提供する必要がある。</p>

項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
<p data-bbox="204 398 501 432">(教員免許管理事務)</p> <p data-bbox="204 450 687 636">教員免許管理事務において、教員免許の更新を行うため、教員免許管理システムから当該教員の個人情報収集するとき</p>	<p data-bbox="711 398 1066 432">「当該事務自体の特殊性」</p> <p data-bbox="711 450 1422 636">事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人以外のものから収集することにより、情報の客観性や正確性の担保及び業務の効率化が図られる。</p> <ul data-bbox="711 712 1422 949" style="list-style-type: none"> ・ 教育職員免許法第9条により、教員免許は有効期限が定められ、同法第9条の2により、その満了の際、免許管理者（都道府県教育委員会）は免許状を有する者の申請により更新することができるものと規定された。 <p data-bbox="711 976 1422 1263">他の都道府県教育委員会から免許状を授与された教員であっても、本県で勤務又は居住している場合は、本県で更新手続きを行うこととなるため、他の都道府県教育委員会が有する免許授与時の個人情報（教員免許管理システムに登録）を閲覧する必要がある。</p>

項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>(児童手当関係)</p> <p>児童手当事務において、児童虐待または児童手当の支給を受ける配偶者からの暴力が認められる事例について、当該配偶者、被害者、児童、保護者の個人情報を、関係する市町村、他の地方公共団体又は保護者（公務員の場合）の所属庁に対し提供するとき</p>	<p>(1) 「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>児童手当は、児童を監護し、生計を維持している等の要件を満たしている場合に支給されるが、児童手当の受給者に児童虐待が認められる場合は、児童手当等の受給要件を満たしていないため、職権により児童手当等の支給事由消滅処理を行うことになる。</p> <p>また、配偶者からの暴力が認められる事例においては、配偶者が児童手当の受給者であり、被害者が避難先で児童の監護を行っている場合、職権により児童手当等の支給事由消滅処理を行い、被害者へ支給を切り替える必要がある。</p> <p>したがって、児童手当事務の適正な処理のためには、当該事例に係る配偶者、被害者、児童の個人情報を関係する市町村、他の地方公共団体又は保護者（公務員の場合）の所属庁に対し提供する必要がある。</p> <p>(2) 「実施機関が提供する必要性」</p> <p>配偶者からの暴力が認められる事例において、児童手当の支給を受ける配偶者と実際に児童を監護する被害者の居住市町村が異なる場合、当該市町村で事実を把握することは容易でなく、また、児童虐待の事実は、児童相談所を設置しない市町村や保護者（公務員の場合）の所属長で把握することは困難であり、児童手当事務の適正な処理のためには、実施機関が情報を提供する必要がある。</p>

項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>(教員免許管理事務)</p> <p>教員免許管理に必要な教員の個人情報を教員免許管理システムに提供する場合</p>	<p>(1) 「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>教育職員免許法第 9 条により、教員免許は有効期限が定められ、同法第 9 条の 2 により、その満了の際、免許管理者(都道府県教育委員会) は免許状を有する者の申請により更新することができるものと規定された。</p> <p>このため、都道府県教育委員会は他の都道府県教育委員会で免許状を授与された教員について、免許更新の際、当該他の都道府県教育委員会にその免許状情報等の個人情報を確認する必要がある。</p> <p>こうした免許更新事務を効率化し、速やかに更新するためには、更新事務を行う全都道府県教育委員会が免許管理に必要な教員の個人情報をあらかじめ教員免許管理システムに提供(登録) し、必要な範囲内で共同利用することが必要である。</p> <p>(2) 「実施機関が提供する必要性」</p> <p>他の都道府県教育委員会から免許更新のための個人情報の提供依頼がある度に、本人同意を得て提供するのでは事務の円滑な実施が困難であり、更新事務を行う全都道府県教育委員会が共同利用する教員免許管理システムに免許管理に必要な教員の個人情報をあらかじめ提供(登録) する必要がある。</p>